

「武田薬品湘南研究所との間に、鎌倉市が市民・専門家を加えた安全協議会を設置するよう求める陳情」についての鎌倉市の審議冒頭での説明の概要

本市では、武田薬品工業湘南研究所の稼働に伴う環境保全協定を締結するにあたり、武田薬品工業に対して、周辺住民の皆様とのリスクコミュニケーションを図るため、地域住民の代表、鎌倉市、武田薬品工業の三者で情報の提供や意見交換ができる場を設置するよう強く要請してまいりました。

そして、湘南研究所の稼働に伴い、環境面で一番影響を受ける可能性が高く、関心も高かった近隣の皆様と話し合いを重ねた結果、武田薬品工業湘南研究所から300メートルの範囲にある8自治・町内会からそれぞれ推薦を受けた代表の方に構成員になっていただき、武田薬品工業湘南研究所の稼働に係る連絡会を設置したという経過があります。

今年度も既に3回連絡会が実施され、武田薬品工業からの環境測定に係る情報提供や防災や環境対策などについて活発な意見交換が行われ、地域住民の皆様の安全や安心に係るリスクコミュニケーションの機能を果たしています。

また、この区域以外の方からの質問や提案につきましては、環境保全所管課が窓口となっており、広く市民の意見を反映することができるような体制をとっています。

協議委員として専門家が必要とのことですが、当連絡会においては、専門的知識が必要な事案と判断した場合は、藤沢市とも協力し、両市の保健所、神奈川県衛生研究所及び国の専門機関の協力を得て対応していく予定です。

また、陳情の文面にありますが、昨年11月30日に発生しました湘南研究所汚染水の漏出事故につきましては、法令の規定に基づき、文部科学省及び藤沢市が現地立ち入り調査を行い必要な指導を行っています。本市としても、環境保全協定に基づく現地の立入調査や臨時連絡会の開催により、事故の原因や対応策等について報告を求めました。これらの指導や要請に基づき、武田薬品工業により設備の改修やマニュアルの見直し等の改善措置がとられています。

会議の傍聴については、市が主催する協議会や審議会は、原則的に傍聴を認めるものとしておりますが、陳情にあります市民、事業者、市等で設置する協議会であれば、その可否について、その構成員の合意により決定していく必要

があると考えます。

当連絡会においては、傍聴の可否について 2 回協議を行い、自治町内会の代表委員の意見を中心として集約した結果、連絡会として傍聴については認めないことを決定したものですが、今後、議題内容によっては、傍聴を求められることが考えられることから、その場合には、改めてその可否について連絡会に諮ることとしています。

その他、陳情の中に、「連絡会による広報活動が見えない」とありますが、連絡会の議事内容については、自治町内会の代表委員には、それぞれの所属の団体における周知をお願いしており、市では、ホームページ上で、議事録と共に配布された資料を情報公開しています。

また、武田薬品工業も、湘南研究所のホームページ上に、藤沢市及び本市の連絡会の議事録等を公開しており、各構成員がそれぞれの立場で、情報の提供や共有化に努めています。

このように、今回の陳情の理由している内容につきましては、基本的に現在の連絡会の運営の中で対応できるものと考えております。したがいまして、本市といたしましては、現時点で、武田薬品工業との間で新たに安全協議会を設置することは考えておりません。

以上。